

定 款

細谷火工株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、細谷火工株式会社と称する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を東京都あきる野市に置く。

(目 的)

第3条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 火工品の製造、販売及び輸出入
2. 武器の製造、販売及び輸出入
3. 爆薬の製造、販売及び輸出入
4. 火薬の製造、販売及び輸出入
5. 煙火の製造、販売及び輸出入
6. 煙火類似品の製造、販売及び輸出入
7. 玩具用普通火工品の製造、販売及び輸出入
8. 防災機器の製造、販売及び輸出入
9. 救難装備品の製造、販売及び輸出入
10. 医療用具の製造、販売及び輸出入
11. 不動産の保有・賃貸ならびに管理
12. 産業廃棄物の収集・運搬・処分
13. 毒物・劇物の製造、販売及び輸出入
14. 化学工業薬品の製造、販売及び輸出入
15. 廃薬処理
16. 農産物、植物の栽培及び販売
17. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,064,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款の他、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
3. 増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名および専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。
2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の5日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

- 第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会で定める取締役会規定による。

(報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行に対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の議決によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

- 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。
5. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役および第29条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残存期間とする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任および任期)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除及び責任限定契約)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が決定し監査役会の同意を得るものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息を付さない。